

# 松島中学校長寿命化改良工事業務委託（基本計画）仕様書

## 【特記仕様書】

### 第1章 業務概要

1. 業務名称 : 松島中学校長寿命化改良工事業務委託（基本計画）仕様書
2. 計画施設概要  
 本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。  
 (1) 施設名称 : 那覇市立松島中学校  
 (2) 敷地の場所 : 那覇市古島2丁目11番2号  
 (3) 施設用途 : 中学校  
 (平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第7号 第1類とする。)
3. 履行期間 : 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで
4. 特記仕様書の適用  
 (1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。  
 (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。  
 (3) — 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。
5. 設計と条件  
 (1) 敷地の条件  
 (ア) 敷地の面積 : 23,852 m<sup>2</sup>  
 (イ) 用途地域及び地区の指定 : 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域  
 真嘉比古島地区地区計画
- (2) 施設の条件  
 (ア) 施設の延べ面積 : 下記表のとおり  
 (イ) 主要構造及び階数 : 下記表のとおり

棟番号	⑭	⑰	⑱-1	⑱-2	⑲
	普通教室棟	普通教室棟	普通教室棟	普通教室棟	特別教室棟
建築年	昭和57年	昭和57年	昭和57年	昭和58年	昭和58年
階数	地上4階	地上1階	地上4階	4階のみ	地上2階
延べ面積（文科）	3,106 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>	585 m <sup>2</sup>	71 m <sup>2</sup>	609 m <sup>2</sup>
延べ面積（建基）	3,058 m <sup>2</sup>	256 m <sup>2</sup>	558 m <sup>2</sup>	71 m <sup>2</sup>	609 m <sup>2</sup>
構造種別	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造
図書の有無					
意匠図	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）
構造図	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）
電気設備図	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）
機械設備図	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）	有（紙）
昇降機	有（紙）	-	-	-	-

※「文科」文部科学省基準による床面積、「建基」建築基準法に規定する床面積とする。

※何れの棟も新耐震基準適用。また、計画通知図面、構造計算書（特別教室棟のみ）の提供が可能。

(ウ) 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

構造体	: II類
建築非構造部材	: A類
建築設備	: 乙類

(エ) 標準と著しく相違する建具の有無: ⊙有り ・無し

(3) 建設の条件

(ア) 予定工事費 : 本業務にて検討をおこなう。

(イ) 建設工期 : 工事着手を令和7年10月とし、本業務にて工期等の検討を行う。

(4) その他(配慮事項)

文部科学省が策定する各施策等及び『那覇市学校施設等長寿命化計画』との整合を図る。

## 第2章 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書(令和3年7月沖縄県土木建築部)(以下「共通仕様書」という。)による。

### 1. 管理技術者等の資格要件(共通仕様書第3章10(2))

(1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ⊙建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士
- ・建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築設備士
- ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

(2) 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。

(ア) 総合

- ⊙建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する一級建築士

(イ) 構造

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する構造設計一級建築士※構造設計等を再委託する場合は、調査職員と協議すること。

- ⊙「既存学校建物の耐力度測定方法<<平成30年度改訂版>>実務講習会」受講者

(ウ) 電気設備

- ⊙建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築設備士、1級電気工事施工管理技士又は第一種電気工事士のいずれかの資格を有する者

(エ) 機械設備

- ⊙建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築設備士、1級管工事施工管理技士又は空気調和衛生学会の設備士(衛生部門、空調部門)のいずれかの資格を有する者

(オ) 土木

- ・技術士[業務に関する部門]又はこれに同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー[RCCM]の資格を有する者

※主任担当技術者については、次の分野に限り兼務してよいこととする。

⊙総合と構造

⊙電気と機械

※管理技術者と主任担当技術者は兼任することができないこととする。

※主任担当技術者については、協力連携事業者から配置することができる(総合を除く)。

(3) 積算担当者の資格要件は次による。

- ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

## 2. 業務計画書（共通仕様書第3章5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第5号様式）及び管理技術者等通知書（第6号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第6号様式「別紙1」）
- (2) 各主任担当技術者の担当分野（【総合、構造、電気、機械】）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第6号様式「別紙2」）
- (3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第6号様式「別紙2」）
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名（第9号様式）
- (5) 【総合、構造、電気、機械】以外の分担業務を追加する場合も(3)、(4)による
- (6) 設計方針の説明に関する資料（平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (7) 業務工程表（第4号様式）

## 3. 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

### (1) 現況調査及び劣化状況等の調査

#### (ア) 現況調査・分析（既存施設等の現況調査）

##### ① 既存校舎等の工事履歴調査及び既存図面の作成

既存校舎及び敷地内の現況調査を行い、建設当初から現在に至るまでの工事履歴と相違がある場合は現況に修正し、改修工事に必要な既存図面（別紙図面一覧）を作成すること。

（電気・機械設備等を含む）

##### ② 家具等の調査

固定家具等（棚、黒板、掃除用具入、テレビ台、ベンチ、流し台、テーブル等）を現況調査及び学校関係者からヒアリングを行い、劣化状況、移設の可否、移設概算費用等を検討・算出すること。

##### ③ アスベスト調査

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき撤去するすべての建材（材料）について実施すること。詳細な調査方法は別添「アスベスト調査業務概要書」による。

##### ④ 土質調査（仮設校舎用）

想定される仮設校舎の中央付近で標準貫入試験（ $\phi 66\text{mm}$ — $L=8.0\text{m}$ —2箇所程度）を行い、試料採取標本と調査結果報告書を作成すること。

##### ⑤ 寄贈品等

既存校舎等及び敷地内の寄贈品等（卒業記念品、記念碑、記念植樹等、保存を要するもの）について現況調査及び学校関係者からヒアリングを行い、保存及び移設の可否について検討すること。

#### (イ) 構造体等の劣化状況等の調査

##### ① 構造体（躯体）の劣化状況等の調査（詳細は「耐力度調査業務委託特記仕様書」のとおり）

###### A) 調査方法

「第1章5.(2)施設の条件」の既存建物について、健全度の調査（鉄筋腐食、コンクリート中性化深さ等及び鉄筋かぶり厚さ、躯体の状態、不同沈下量、コンクリー

ト圧縮強度)を行う。調査方法及び報告書作成については、下記の図書に示す耐力度測定方法に基づいて行うこと。

◎『公立学校建物の耐力度調査説明書 文部科学省(平成30年4月)』

◎『既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法<第二次改定版>』既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法編集委員会編(第一法規)

B) 調査箇所(各棟番号ごとに実施)

コンクリートコア圧縮強度試験	: 梁2箇所、壁1箇所
柱及び梁のコンクリート中性深さの調査	: 柱頭1箇所、柱脚1箇所、梁2箇所
コンクリートの塩分含有量の調査	: 柱1箇所、梁1箇所
柱及び梁の鉄筋かぶり厚さの調査	: 柱頭1箇所、柱脚1箇所、梁2箇所
柱及び梁の鉄筋腐食度の調査	: 柱頭1箇所、柱脚1箇所、梁2箇所

※調査の箇所数については調査職員との協議による。

② 構造体(躯体)以外の劣化状況等の調査

建築基準法第12条等に規定する点検(以下、法定点検という)に準じた点検を実施すること。また、法定点検に含まれない調査項目で、耐久性及び機能性を向上するのに必要な調査を整理し、以下の調査と合わせて実施すること。なお、調査方法及びとりまとめ方法等については調査職員との協議による。

[共通] 学校関係者(必要ならば保守点検業者等)へヒアリングを実施し、不具合箇所や雨漏れ等の漏水調査も併せて実施すること。また、その他調査職員との協議による。

[建築]

法定点検対象外部分等の劣化状況及び性能の詳細点検

(木製建具、金属手摺、その他金属製部材、既成コンクリート二次部材、内部ガラス、ベンチや家具等の木造作、内装下地材、各所シーリング、塗装、固定家具、サイン、その他)

[設備]

水道、電気、ガス管等のライフライン及び設備器具・機器等の設備全般(昇降機、屋外設備、改修工事に関連する他建物等のライフライン等設備含む)について、脚立程度の範囲で目視、動作確認、通水等により調査すること。排水管及び排水桝については勾配や桝等、現況を目視やレベル測定(コンベックス等を用いた簡易的な計測)等により調査する。ただし、近い将来計画的に更新することが明確なもの等、調査職員が指示するものは除く。

③ 劣化状況等調査を踏まえて構造担当者の判断及び所見作成・報告書作成

①及び②を踏まえて3.(2)(ウ)①から⑥を行うことで、長寿命化改良工事完了後30年以上使用の可否を検討し判断する。判断した内容について所見作成及び報告する。長寿命化改良工事に係る費用と長寿命化改良工事を実施した後、30年以上使用した時のコストを算出する。左記で算出したコストと改築工事を行った場合のコスト比較を行い報告する。

(2) 設計と条件の設定等

上記「(1) 現況調査及び劣化状況等の調査」をふまえ、基本設計に必要な以下の設計と条件について整理検討を行うとともに、学校関係者へのヒアリング調査等を通して課題点の整理を行う。

(ア) 事業計画等の整理(事業の目標、重点整備項目)

上位関連計画等の整理、国庫補助制度の整理・検討、今回施設における長寿命化改良事業

の必要性（改修工事と改築工事の比較）について検討及び整理を行うこと。

(イ) 長寿命化改修後の性能等の設定

改修工事後の整備水準について『官庁施設の基本的性能基準』を基に検討を行うこと。また、『那覇市学校施設等長寿命化計画』及び後述する適用基準等に整合した改修計画とすること。

(ウ) 改修工事の内容及び配慮事項等の検討

原則として以下の改修工事を実施する。なお、材料や施工計画等について具体的な比較検討を行うこと。

- ① 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新（関連する更新計画と整合を図ること）
- ② 「コンクリートの中性化対策」、「鉄筋の腐食対策」、「鉄筋のかぶり厚さの確保」の何れか
- ③ 耐久性に優れた材料等への取り替え（劣化に強い塗料・防水材等の使用）
- ④ 維持管理や設備更新の容易性の確保
- ⑤ 少人数指導など多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供
- ⑥ 断熱、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策

(エ) 総事業費及び工期等の検討

以下の事項に留意のうえ、予定工事費及び予定工期を本業務にて総合的に比較検討する。

- ① 夏季休暇中に工事を行う等、教育活動への影響を最小限とする。
- ② 工事期間中、改修対象建物及び近接建物（隣の校舎等）の一部を使用する。
- ③ 仮設校舎又は仮設設備等を設置する場合は合理性（工期、経費、学習環境等）について検討する。ただし、規模及び位置は調査職員と協議のうえ決定するものとし、仮設建築物の仮設許可申請、計画通知等の許可申請業務は委託業務に含まない。
- ④ 工事期間中の仮設計画（工事ヤード、工事車両出入口、給食搬入等）について考慮すべき要件を整理する。
- ⑤ 部活動等の仮設倉庫、仮設練習スペース等について検討する。

(オ) ヒアリング調査等

教職員、生徒、保護者等の学校関係者（以下、学校関係者という。）を対象としたヒアリング調査等（アンケート、ワークショップ、説明会等）を行い、学校関係者からの要望や課題点の整理を行うこと。また、各ヒアリング調査等の実施回数は下記を標準とし、実施時期や内容、方法等について調査計画書を作成のうえ、調査職員と事前に協議を行うこと。なお、アンケートの実施対象となる予定人数については、教職員 50 人、生徒 637 人、保護者 637 人とし、実施回数等に変更が生じた場合の変更設計は原則として行わないものとする。

- ① 学校関係者等アンケート 2回
- ② 意見交換会 2回(対象者は調査職員と協議する)
- ③ 説明会 3回(対象者は調査職員と協議する)

※原則として受注者にて回収、とりまとめ等を行うものとする。

(3) 長寿命化改修工事の基本設計業務

一般業務（共通仕様書第2章(1)）

(ア) 基本設計

項 目		対 象 外 業 務
◎設計条件等の整理	◎条件の整理	・ ・
	◎設計条件の変更等の場合の協議	・ ・
◎法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	◎法令上の諸条件の調査	・ ・
	◎計画通知に係る関係機関との打合せ	・ ・
◎上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・ ・
◎基本設計方針の策定	◎総合検討	・
	◎基本設計方針の策定及び発注者への説明	・ ・
◎基本設計図書の作成		・
◎概算工事費の検討		・
◎基本設計内容の発注者への説明等		・

(イ) 実施設計

(ウ) その他

- ◎委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ◎委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- ◎工事費概算書の作成

(エ) 追加業務（共通仕様書第2章(2)）

- ◎透視図作成等（A3、カラー 2枚程度）
- ◎概略工事工程表の作成
- ◎設計概要リーフレットの作成（A3、カラー 2枚程度）
- ◎コスト縮減検討中間報告書の作成

基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

ア コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項

イ 今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項

（営繕事業における共通検討課題を含む。）

コスト縮減検討報告書の作成

#### 4. 業務の実施

##### (1) 一般事項

- (ア) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- (イ) 基本設計に必要な設計条件の整理及び調査業務等で取りまとめた内容を、基本設計へ反映させるものとする。
- (ウ) 受注者は、調査職員等が出席して説明を行う会議（関係部署及び関係省庁への説明等）に出席し、運営及び説明等を補佐すること。
- (エ) 受注者は、進捗状況に応じて業務の区分ごとに調査職員へ内容を報告し、承諾を得なければならない。
- (オ) 打合せ、会議、資料作成等に用いる消耗品費、交通費等に要する経費は全て受注者が負担するものとする。
- (カ) 今後想定される追加調査や協議、許可等の課題事項の抽出及びその対応に必要な資料の作成を行うこと。
- (キ) 学校関係者へのヒアリング調査等については、長寿命化改良事業の実施が確定してから行うこととする。
- (ク) 「3. (1) 現況調査及び劣化状況等」の結果、長寿命化改良事業が適さないと認められた場合は、基本設計業務の実施内容について変更設計協議を行うものとする。
- (ケ) 文部科学省が策定する各施策等について設計内容に反映させること。
- (コ) 調査職員との定例会議（以下、定例会議）を2週に1度行うこと。開催場所は那覇市役所本庁舎内とし、管理技術者等（管理技術者、主任担当技術者※共同企業体の構成員を含む）を出席させること。

##### (2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

##### (3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

##### (4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- (ア) 業務着手時
- (イ) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- (ウ) その他（ ）

##### (5) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年版等
ア 共通		
◎建築工事積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
◎建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部	平成29年版
◎建築工事標準単価積算基準	沖縄県土木建築部	令和2年7月
◎建築工事積算基準等資料	沖縄県土木建築部	令和4年7月
◎電子納品に関する手引き(営繕業務・営繕工事編)	沖縄県土木建築部	令和元年11月
◎沖縄県公共建築物景観形成マニュアル	沖縄県土木建築部	平成11年
・地質・土質調査業務共通仕様書	沖縄県土木建築部	令和4年7月

<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル</li> <li>◎ 建築物解体工事共通仕様書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共住宅建設工事共通仕様書</li> <li>・ 官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン</li> <li>・ BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）</li> </ul> </li> <li>◎ 中学校施設整備指針</li> <li>◎ 学校施設バリアフリー化推進指針</li> </ul>	<p>沖縄県子ども生活福祉部 国土交通省<sup>※1</sup> 公共住宅事業者等連絡協 議会 国土交通省<sup>※1</sup>  国土交通省<sup>※1</sup> 文部科学省大臣官房文教 施設企画・防災部 文部科学省大臣官房文教 施設企画・防災部</p>	<p>平成 28 年 5 月 令和 4 年版 令和元年度版 令和 4 年版  令和 4 年版 令和 4 年 6 月 令和 2 年 1 2 月</p>
<p>イ 建築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 建築工事特記仕様書（建築工事編）</li> <li>◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）</li> <li>◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）</li> <li>◎ 公共建築木造工事標準仕様書</li> <li>◎ 建築設計基準</li> <li>◎ 建築工事設計図書作成基準</li> <li>◎ 建築工事標準詳細図</li> <li>◎ 木造計画・設計基準</li> <li>◎ 敷地調査共通仕様書</li> <li>◎ 擁壁設計標準図</li> <li>◎ 構内舗装・排水設計基準</li> <li>◎ 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項</li> </ul>	<p>沖縄県土木建築部 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※2</sup> 国土交通省<sup>※2</sup> 国土交通省<sup>※2</sup> 沖縄県土木建築部</p>	<p>令和 5 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 2 年版 令和 4 年版 平成 29 年版 令和 4 年版 平成 12 年版 平成 27 年版 令和 4 年 4 月</p>
<p>ウ 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 公共建築数量積算基準</li> <li>◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）</li> <li>◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）</li> <li>◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共住宅建築工事積算基準</li> </ul> </li> </ul>	<p>国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 公共住宅事業者等連絡協 議会</p>	<p>平成 29 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和元年度版</p>
<p>エ 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 建築工事特記仕様書（電気設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）</li> <li>◎ 建築工事特記仕様書（機械設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）</li> <li>◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）</li> <li>◎ 建築設備計画基準</li> <li>◎ 建築設備設計基準</li> <li>◎ 建築設備工事設計図書作成基準</li> <li>◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準</li> <li>◎ 建築設備耐震設計・施工指針</li> <li>◎ 建築設備設計計算書作成の手引</li> </ul>	<p>沖縄県土木建築部 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 沖縄県土木建築部 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※2</sup> 国土交通省<sup>※2</sup></p>	<p>令和 5 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 5 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 4 年版 令和 3 年版 令和 3 年版 令和 3 年版 平成 28 年版 平成 26 年版 令和 3 年版</p>



<p>オ 設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共建築設備数量積算基準</li> <li>○営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）</li> <li>○営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）</li> <li>○公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）</li> <li>○公共建築工事見積標準書式（設備工事編）</li> <li>・公共住宅電気設備工事積算基準</li> <li>・公共住宅機械設備工事積算基準</li> </ul>	<p>国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 国土交通省<sup>※1</sup> 公共住宅事業者等連絡協 議会 公共住宅事業者等連絡協 議会</p>	<p>平成 29 年版 令和 3 年版 令和 3 年版 平成 30 年版 令和 3 年版 令和元年度版 令和元年度版</p>
--	---	--

- ※1 国土交通省制定
- ※2 国土交通省監修
- ※3 年版等は令和5年1月現在
- ※その他、文部科学省が策定する各施策等について設計内容に反映させること。

(6) 貸与品等（契約書第 19 条、共通仕様書第 3 章 11(1)）

貸与品名及び数量
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存図面（建築・電気・機械・その他）※紙媒体及びそのスキャンデータ</li> <li>・過去の法定点検等の記録、計画通知図書</li> </ul>

引渡場所（那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課） 引渡時期（令和5年8月頃）

返却場所（那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課） 返却時期（貸与日から2週間以内）

(7) 業務委託料の変更等（契約書第 29 条）

建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。

(8) 部分払（契約書第 39 条）

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(9) 指定部分の範囲（契約書第 40 条）

現況調査及び劣化状況等の調査 : 令和5年10月

設計と条件の設定等（ヒアリング調査等を除く）: 令和5年10月

~~(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第 42 条）~~

~~契約書第 42 条の特則は適用しない。~~

~~本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。（契約書第 42 条第 2 項）~~

~~本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。（契約書第 42 条第 3~~

項)

(11) 保険等（契約書第 59 条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。  
労働者災害補償保険

(12) 成果物の提出場所：那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課

(13) 成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。また、発注者は成果物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することが出来る。

(14) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第 3 章 4 (3)）

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(15) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16) 再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17) 業務環境改善実施要領に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領の 3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

(18) 書面の取扱いについて

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受注者間の手続き（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則としてアによる。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は、イによる。

(ア) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は(ア)、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合は(イ)による。

① 電子メール等を利用する場合

- a 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行うものを特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- b 電子メールの送信は、原則として a で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- c 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが a で共有したものと同一であるか確認すること。
- d ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、a で共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

② 情報共有システムを利用する場合

- a 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。
- b 受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

(イ) オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏

名及び連絡先を記載する。

ただし、業務着手後の面談等における受発注者間相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略にあたっては責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

(ウ) その他

アで用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

検査は、書面手続きに電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。

電子成果品として納品する場合に電子データの仕様等については、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」によることを原則とする。

(19) その他

(ア) 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

(イ) 成果物の管理及び帰属

提出された成果物及び本業務によって得た資料等は、全て発注者に帰属するものとし、受注者が成果物・資料等に関し、公表・貸与・使用しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。また、本業務の成果物は、個人情報・著作権・肖像権等に十分配慮し、権利関係の調整等を終えた後に納品すること。なお、それらに起因する紛争が生じた場合には、受注者の責において適切に対処するものとし、発注者は責任を負わないものとする。

5. 成果物及び提出部数

業務成果品は、電子媒体で（正）1部提出する。電子納品に関する基準は、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」による。

各種電子納品要領・基準等で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上決定すること。

(1) 基本設計

成 果 物		規格	縮尺	部数	適 用
建 築 （ 総 合 ）	一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画説明書</li> <li>○仕様概要書</li> <li>○仕上概要表</li> <li>○面積表及び求積図</li> <li>○敷地案内図</li> <li>○配置図</li> <li>○平面図（各階）</li> <li>○断面図</li> <li>○立面図</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li></li> <li></li> <li></li> <li>1/100</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>1/100</li> <li></li> <li></li> </ul>	
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質調査報告書</li> <li>○各室展開図</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>			
建	一	・構造計画説明書	A4		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設計概要書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>・打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>			
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				
電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気設備計画説明書</li> <li>○電気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>			
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				
給排水衛生設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給排水衛生設備計画説明書</li> <li>○給排水衛生設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>			
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				
空調換気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調換気設備計画説明書</li> <li>○空調換気設備設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>			
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				
昇降機等	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昇降機等計画説明書</li> <li>○昇降機等設計概要書</li> <li>○工事費概算書</li> <li>○設計内容説明資料（各種技術資料等）</li> <li>○打合せ記録簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>			
	追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>				

(2) 実施設計

(3) その他の成果物

○現況調査及び劣化状況等の調査

現況調査及び劣化状況等の調査を、項目ごとに取りまとめること。

○設計と条件の設定等

設計と条件の設定等を、項目ごとに取りまとめること。

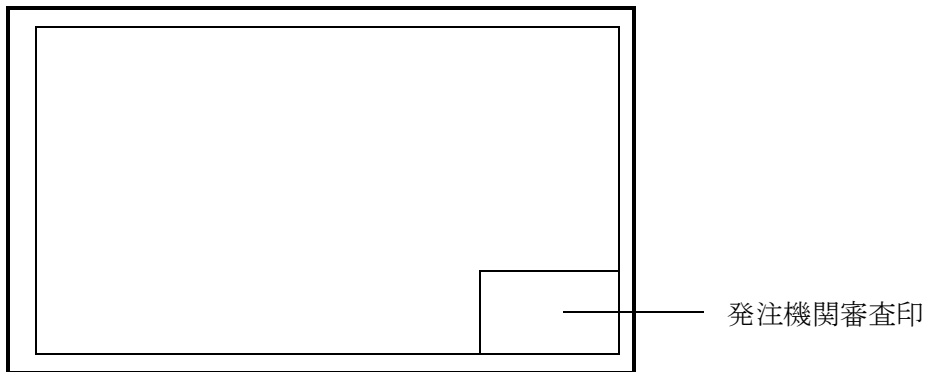
・工事監理用観音開き製本図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）

○入札用図面（バラ又はPDFデータ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

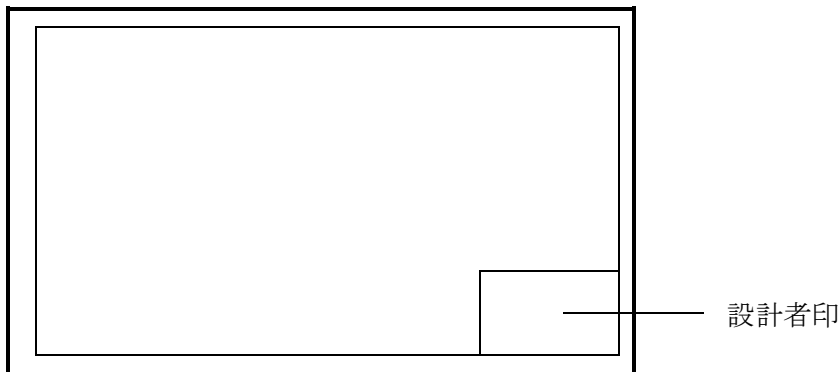
(4) 図面の形式等

ア 図面の形式は次による。

(7) 表紙



(4) 設計図



イ 発注機関審査印及び設計者印の様式は次による。

(7) 発注機関審査印

工事名称							工事年度	令和	年度
工事場所							図面名称		
発注機関							縮尺		
摘要							図面番号		
審査	課長	(副参事)	(設備事業監)	班長	主幹	担当者	設計者	名称	
								資格者氏名	
								登録番号	
								所在地	

(4) 設計者印

工事名称				工事年度	令和	年度
工事場所				図面名称		
発注機関				縮 尺		
摘 要				図面番号		
検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	
					資格者氏名	
					登録番号	
					所 在 地	

※法適合確認等が必要な場合、検印欄は調査職員と協議の上、適宜変更すること。

(5) 電子納品としない成果物の製本方法

第2章4(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（ラベル：契約用）及び各種計算書・設計内容説明資料（ラベル：資料）を次のとおり製本すること。

ア 表紙

(背表紙)

契約用
工 事 名
令 和 ○ 年 度
発 注 機 関 名

(表 紙)

契 約 用
工 事 名
令和○年度
発注機関名

(7) 工事名の例 : ○○○○新築工事（建築）

(イ) 発注機関名 : 那覇市教育委員会施設課

※調査職員と協議すること。

イ 製本の内容

(7) 契約用設計書（ラベル：契約用）

a 工事費積算数量算出書（仕訳書・内訳書）

b 単価作成資料

c 図面

- ・ A 1 判白焼き図面を A 4 判に折り曲げ
- ・ A 3 判白焼き図面を A 4 判に折り曲げ

(イ) 各種計算書・設計内容説明資料（ラベル：資料）

- a 工事費積算数量算出書（数量調書、数量算出書）
- b 見積書及び見積検討資料
- c 構造計算書（本業務にて行った場合）、設備設計計算書
- d 設計内容説明資料
- e 打合せ記録簿

(ウ) ファイルの留め金はドッチ式とする

(6) 計画通知書の記入方法

ア 計画通知書（建築物・工作物）

（第 1 面）通知者官職                      那覇市長    ○○   ○○

（第 2 面）【1. 官庁所在地】

【イ. 郵便番号】 000-0000

【ロ. 住所】        那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

【ハ. 電話】        0 9 8 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

【2. 連絡者】

【イ. 氏名】        （担当者名）

【ロ. 郵便番号】 000-0000

【ハ. 住所】        那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

【ニ. 電話】        0 9 8 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

イ 建築計画概要書

（第 1 面）【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナハシチョウ    ○○   ○○

【ロ. 氏名】        那覇市長    ○○   ○○

【ハ. 郵便番号】    000-0000

【ニ. 住所】        那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

【ホ. 電話】        0 9 8 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

ウ 建築工事届

（第 1 面） 建築主

氏名            那覇市長    ○○   ○○

郵便番号    000-0000

住所            那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話番号    0 9 8 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

エ 委任状

（代理人）                      （商号及び氏名を記入）

（委任事項）                    建築基準法に基づく諸手続き

（手続き）                      計画通知等

（建築主）                      住所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

氏名：那覇市長    ○○   ○○

## 別表 1

## 提出書類一覧（設計業務）

～ 業務委託運用基準様式（営繕） ～

（着手時）契約締結後14日以内

書類名	部数	番号	根拠規定等	備考
建築設計業務関係書類の提出について	1	—	—	提出書類の鏡文書
着手届	1	建築 6		契約後直ちに
管理技術者等通知書	1	建築 3	設 A 15、設 B 14	
管理(担当)技術者経歴書	1	建築 4	—	免許等の写し
業務計画書	1	建築 7	共仕第 3 章 5	
業務工程表	1	建築16	設 A 3、設 B 3	
設計方針の説明に関する資料	1	—	—	任意様式
建築士法第24条の8の規定に基づく書面	1	—	建築士法 第24条の8	

（履行報告時）

書類名	部数	番号	根拠規定等	備考
履行報告書	1	建築 17	設 A 17、設 B 16	
委託進捗状況報告書	1	—	—	
業務工程表		建築 16	設 A 3、設 B 3	最新の決裁版に進捗書き込み
業務実施報告書	1	建築 18	—	
打合せ記録簿(議事録用)	1	—	—	

（必要時）

書類名	部数	番号	規定根拠等	備考
業務一部再委託(変更)承諾願	1	建築21	設 A 12、設 B 11	
履行体制に関する書面	1	建築21の2	—	
業務一部再委託(変更)通知書	1	建築23	設 A 12、設 B 11	承諾書の受理後、速やかに
履行体制に関する書面	1	建築21の2	—	
管理技術者等変更通知書	1	建築 5	設 A 15、設 B 14	変更後遅滞なく提出
業務条件確認請求書	1	建築26	設 A 20、設 B 19	
履行期間延長請求書	1	建築13	設 A 24、設 B 23	
変更業務計画書	1	建築 8	共仕第 3 章 5	
成果物の（全部・一部）使用承諾願	1	—	—	必要時に調査職員に確認
[業務履行・出来形]部分請求書	1	建築32	設A36-2、設B36	
打合せ記録簿	1	建築15		



(完了時)

書類名	部数	番号	規定根拠等	備考
業務（指定部分・一部）完了通知書	1	建築9	設A37、設B37	指定部分等がある場合
業務完了通知書	1	建築10	設A31、設B30	業務完了後遅滞なく提出
修補完了通知書	1	建築12	設A31、設B30	修補する必要があったとき
業務成果引渡書	1	建築11	設A31、設B30	検査合格後遅滞なく提出
成果物一覧表	1	—	—	任意様式

※1 共仕：建築設計業務委託共通仕様書

※2 設A：那覇市業務委託契約約款（建築設計A）（令和1年8月）

※3 設B：那覇市業務委託契約約款（建築設計B）（令和 年 月）

【別紙】

合計72枚

## 作成する図面目録一覧 【既存図面】

## ①普通教室棟 【建築】

図面番号	図面名称	縮尺
1 A-00	図面目録	No SCALE
2 A-03	外部及び内部仕上表	No SCALE
3 A-04	配置図	1/500
4 A-05	地下、1階求積図	1/200
5 A-06	2、3階求積図	1/200
6 A-07	4、PH階求積図及び求積表	1/200
7 A-08	建築面積求積図	1/200
8 A-09	地下、1階平面図	1/200
9 A-10	2階平面図	1/200
10 A-11	3階平面図	1/200
11 A-12	4、PH階平面図	1/200
12 A-13	屋上平面図	1/200
13 A-14	立面図 (1)	1/100
14 A-15	立面図 (2)	1/100
15 A-16	断面図	1/100
16 A-17	矩計図 (普通教室)	1/30
17 A-18	矩計図 (ホール)	1/30
18 A-19	矩計図 (図書室)	1/30
19 A-20	室内階段詳細図	1/50
20 A-21	外階段詳細図 (A)	1/50、1/10
21 A-22	外階段詳細図 (B)	1/50、1/10
22 A-23	エレベーター、配膳室まわり平面、断面詳細図	1/50
23 A-24	エレベーター、配膳室まわり断面詳細図、展開図	1/50、1/30、1/20、1/10
24 A-25	1階便所平面詳細図、展開図	1/50
25 A-26	共通階便所平面詳細図、展開図	1/50
26 A-27	玄関、特別活動場、教札庫 平面詳細図、展開図	1/50
27 A-28	教札庫、マンホール展開図	1/50
28 A-29	保健室平面詳細図、展開図	1/50
29 A-30	特殊教室平面詳細図、展開図	1/50
30 A-31	視聴覚室平面詳細図、展開図	1/50
31 A-32	普通教室平面詳細図、展開図	1/50、1/30、1/20
32 A-33	図書室、屋上平面詳細図	1/50
33 A-34	図書室展開図	1/50
34 A-35	屋外屋上、パーゴラ平面詳細図	1/50
35 A-36	地階、1階、2階天井伏図	1/200
36 A-37	3階、4階天井伏図	1/200
37 A-38	渡り廊下詳細図	1/50
38 A-39	地階1階、地下2階、1階建具配置図	1/200
39 A-40	2階建具配置図	1/200
40 A-41	3階建具配置図	1/200
41 A-42	4階建具配置図	1/200
42 A-43	建具表 (1)	1/50
43 A-44	建具表 (2)	1/50
44 A-45	建具表 (3)	1/50
45 A-46	建具表 (4)	1/50
46 A-47	建具表 (5)	1/50
47 A-48	建具表 (6)	1/50
48 A-49	雑詳細図 (1)	1/20、1/30
49 A-50	雑詳細図 (2)	1/20、1/5
50 A-51	EXP詳細図	1/5、1/3
51 A-53	受水槽平面図、断面図	1/50
52 A-54	屋外ステージ詳細図	1/50
53 A-55	門扉詳細図	1/50

【別紙】

合計72枚

## 作成する図面目録一覧 【既存図面】

## ②特別教室棟【建築】

	図面番号	図面名称	縮尺
54	A-03	外部及び内部仕上表、求積図、面積表	1/200
55	A-05	地下1階平面図、1階平面図	1/500
56	A-06	2階平面図、屋上平面図	1/100
57	A-07	立面図	1/100
58	A-08	断面図	1/100
59	A-09	矩計図	1/30
60	A-10	階段詳細図	1/50、1/10
61	A-11	平面詳細図及び展開図 その1	1/50
62	A-12	平面詳細図及び展開図 その2	1/50
63	A-13	平面詳細図及び展開図 その3	1/50
64	A-14	平面詳細図及び展開図 その4	1/50
65	A-15	展開図及び詳細図	1/50、1/30
66	A-16	天井伏図	1/100
67	A-17	建具表、KEY PLAN その1	1/100
68	A-18	建具表、KEY PLAN その2	1/100
69	A-19	建具表	1/50
70	A-20	柵詳細図 その1	1/30
71	A-21	柵詳細図 その2	1/30
72	A-22	雑詳細図	1/20

【別紙】

合計84枚

## 作成する図面目録一覧 【既存図面】

①普通教室棟 【電気・機械】

図面番号	図面名称	縮尺
1 E-02	屋外配線図、付近見取図	
2 E-03	1階及び地下会電灯設備配線図	
3 E-04	2階電灯設備配線図	
4 E-05	3階電灯設備配線図	
5 E-06	4階電灯設備配線図	
6 E-07	図書室電気配線図	
7 E-08	特別活動室、視聴覚教室電気配線図	
8 E-09	便所電気配線図	
9 E-10	普通教室電気配線図	
10 E-11	保健室、作業スペース電気配線図	
11 E-12	分電盤結線図	
12 E-13	照明器具表	
13 E-14	ポンプ室電気配線図	
14 E-15	視聴覚室動力設備配線図	
15 E-16	図書室動力設備配線図	
16 E-17	動力盤結線図	
17 E-18	変電設備単線結線図	
18 E-19	引込注 その他詳細図	
19 E-20	幹線系統図	
20 E-21	1階、地下会弱電設備配線図	
21 E-22	2階弱電設備配線図	
22 E-23	3階弱電設備配線図	
23 E-24	4階弱電設備配線図	
24 E-25	屋上階弱電設備配線図	
25 E-26	電話設備系統図	
26 E-27	構内自動交換機配線図	
27 E-28	放送設備系統図	
28 E-29	テレビ共聴設備系統図	
29 E-30	1階、地下階自火報及び放送設備配線図	
30 E-31	2階自火報及び放送設備系統図	
31 E-32	3階自火報及び放送設備系統図	
32 E-33	4階自火報及び放送設備系統図	
33 E-34	自火報設備系統図	
34 E-39	エレベーター仕様、昇降路平面機械室平面図	
35 E-40	昇降路断面図、出入口詳細図	
36 M-02	全体配置図、樹表、カスター廻り取付要領図	
37 M-03	衛生設備系統図	
38 M-04	1階衛生設備平面図	
39 M-05	2階衛生設備平面図	
40 M-06	3階衛生設備平面図	
41 M-07	4階衛生設備平面図	
42 M-08	屋上階衛生設備平面図	
43 M-09	消火ポンプ室、受水槽室、EVA-R等平面図	
44 M-10	1階保健室、便所、図書室、手洗場等平面詳細図	
45 M-11	普通教室、特別活動室等平面詳細図	
46 M-12	2階～4階便所等平面詳細図	
47 M-13	一般詳細図	
48 M-14	1階空調設備平面図	
49 M-15	2階空調設備平面図	
50 M-16	3階空調設備平面図	
51 M-17	4階空調設備平面図	
52 M-18	屋上階空調設備平面図	
53 M-19	1階視聴覚教室空調設備平面詳細図（配管関係）	
54 M-20	1階視聴覚教室空調設備平面詳細図（ダクト関係）	
55 M-21	1階図書室空調設備平面詳細図	

【別紙】

合計84枚

## 作成する図面目録一覧 【既存図面】

## ②特別教室棟【電気・設備】

図面番号	図面名称	縮尺
56 E-04	地下及び1階電灯設備配線図	
57 E-05	2階電灯設備配線図	
58 E-06	1階及び2階コンセント設備配線図	
59 E-08	分電盤結線図	
60 E-09	幹線設備系統図	
61 E-10	地下及び1階弱電設備配線図	
62 E-11	2階弱電設備配線図	
63 E-14	電話設備系統図	
64 E-15	放送設備系統図	
65 E-16	テレビ共聴設備系統図	
66 E-17	火災報知設備衛陶図	
67 E-18	変電設備単独結線図	
68 E-19	断面図	
69 E-20	粉塵機詳細図	
70 M-03	衛生設備系統図	
71 M-04	地下階及び1階衛生設備平面図	
72 M-05	2階及び屋上階衛生設備平面図	
73 M-06	1階及び2階衛生設備平面詳細図	
74 M-08	1階及び2階換気設備平面図	

## ③普通教室棟【昇降機】

75 M-01	据付図	
76 M-02	エレベーター乗り場廻り寸法図	
77 M-03	巻き上げ機網車溝部詳細図	
78 M-04	ソラセ車溝部詳細図	
79 M-05	外形資料①②③④⑤⑥	
80 M-06	かご枠外形図	
81 M-07	非常とめ	
82 M-08	吊り車ロープ外レ止め外形図	
83 M-09	ガイドレール外形図	
84 M-10	制御盤転倒防止金具	

# アスベスト含有調査業務概要書

## 1. 調査業務内容

- ・本業務対象施設に使用されている建材について、試料を採取し、作業環境測定機関として登録を受けた機関で分析を行う。
- ・調査報告書の作成
- ・調査資料の作成（調査写真、調査箇所位置図等）
- ・その他アスベスト含有の可能性のある建材について調査を行う。

## 2. 調査対象物・箇所

- ・調査建物内に使用されている仕上材・接着剤・設備部材等 52箇所予定  
※ただし、現地調査により調査の要否数に変更があった場合は協議を行う。

## 3. 試料採取

- ・採取にあたっては、採取箇所の湿潤化を図り、採取年月日、施設名称、試料番号、特記事項を記録する。
- ・試料採取作業を行うときは防塵マスク、保護メガネ、専用作業服等を装備する。
- ・試料を採取する箇所については、周囲に粉塵等が飛散しないよう措置を講ずること。
- ・分析のため採取したアスベストについては、関係法令に基づき慎重に取り扱うこと。

## 4. 調査及び解析方法

- ・分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:資料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)によりおこなう。定性分析方法によりアスベスト含有が有の場合は、JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)を行う。  
なお、定性分析方法により含有が無しの場合は、定量分析については協議を行う。
- ・試料採取時期及び時間帯については、学校側とも協議を行う。

## 5. 調査報告書の作成

- ・調査報告書の提出部数 2部（原本及び副本）
  - ・製本方法等については調査員との調整による。
  - ・調査写真は写真原本をCD-Rに格納し、提出するものとする。
- ※フィルムカメラを使用した場合は、ネガアルバムに整理し、報告書に綴る。

## 6. 整理清掃等

- ・調査後は、その都度速やかに整理清掃を行うこと。
- ・調査、試料採取においては極力端材などが出ないように注意すること。

## 耐力度調査業務委託特記仕様書

1. 委託件名 松島中学校長寿命化改良工事業務委託（基本計画）
2. 調査建物 別添の施設台帳図面に示す下記の棟番号
  - ・松島中学校： 14号棟（建築年月：S57.8月）
  - 15号棟（建築年月：S58.3月）
  - 17号棟（建築年月：S57.8月）
  - 18-1号棟（建築年月：S57.8月）
  - 18-2号棟（建築年月：S58.3月）
3. 調査件数 5件  
（松島中学校 14号棟、15号棟、17号棟、18-1号棟はそれぞれ一の調査単位とする。18-2号棟は18-1号棟と同一の調査単位とする。調査票は棟ごとに別葉で作成する。）
4. 構造
  - ・松島中学校：  
14、15、17、18-1、  
18-2号棟
5. 所在場所
  - ・松島中学校：那覇市古島2丁目11番地2
6. 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準による第2次診断（以下、耐震診断という。）実施状況
  - ・松島中学校：  
14、15、17、18-1、  
18-2号棟
7. 調査方法および管理技術者の資格要件
  - （1）調査は下記の図書に示す耐力度測定方法に基づいて行うこと  
『公立学校建物の耐力度調査説明書 文部科学省（平成30年4月）』  
『既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法<第二次改定版>』既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・補強コンクリートブロック造学校建物の耐力度測定方法編集委員会編〈第一法規〉
  - （2）担当技術者の配置において、「既存学校建物の耐力度測定方法<<平成30年度版>>」実務講習会を配置すること。
8. 調査業務の内容
  - （1）上記3. の建物に関する下記の調査

「鉄筋コンクリート造の建物の耐力度調査票」（以下、耐力度調査票という。）の各項目に関する調査

- ① 構造耐力の調査（10.（1）参照）
- ② 健全度の調査（10.（2）参照）
- ③ 立地条件の調査（10.（3）参照）

（2）既存資料の収集

- ① 当該建物と最寄りの海岸線との距離関係が分かる地図
  - ・官公庁が作成した地図で縮尺が記された地図（受注者負担で購入）
- ② 調査建物の地盤及び本校敷地内の土質及び地耐力に関する諸資料
  - a 土質調査資料（ボーリングデータ）
  - ~~b 既設校舎等の基礎の構造計算書（地盤種別、地耐力の資料）~~
  - c その他参考になる資料

（3）調査所見の作成（10.（8）参照）

（4）耐力度調査票の作成（10.（4）参照）

（5）調査報告書の作成（14. 参照）

（6）現場調査箇所の復原（15. 参照）

10. 調査業務内容の概説（調査建物ごとに以下の調査を行なう。）

（1）構造耐力の調査

① 保有耐力の調査

b コンクリートコア圧縮強度試験

コンクリート造の梁及び壁のコア抜き及び同コアの圧縮強度試験

調査箇所数：3箇所

内訳 梁：2箇所

壁：1箇所

※壁の採取が困難（CB等）の場合は、  
梁を3箇所とする。調査場所は室内外  
問わない。

※コンクリートコアの直径は10cm、高さは20cmを標準とし、加圧面はキャッピングを施したものとする。試験は公的試験所等で行うこととする。

※試験成績表はコア1本毎に作成すること。

※コンクリートからのコア及びはりの切取り方法及び試験方法は、JIS A 1107による。

※耐震診断実施済みの建物については、診断時に実施したコンクリートコア圧縮強度試験の結果をもってかえることができる。

（2）健全度の調査

① 経年変化（耐力度調査票の㊸-①）の計算

建物の建築時からの経過年数または長寿命化改良事業を行った時点からの経過年数の調査



② 柱及び梁の鉄筋腐食度の調査

⑤の測定を行った柱、梁についてそれぞれ2箇所以上調査を行う。

③ 柱及び梁のコンクリート中性深さの調査

調査箇所数：4箇所

内訳 柱頭：1箇所

柱脚：1箇所

梁：2箇所（梁2本：梁間方向1本、桁行方向1本）

※柱・梁それぞれ1箇所については10-(1)-①-bの「コンクリートコア圧縮強度試験」においてコンクリートコア抜取り試験を行った壁又は梁の測定値をもってかえることができる。

④ コンクリートの塩分含有量の調査

調査箇所数：2箇所

内訳 柱：1箇所（柱のコンクリート）

壁、梁：1箇所（10-(1)-①-bのコンクリートコアより）

※コンクリートの塩分含有量試験は公的試験所等によること。  
※試験成績書は各共試体毎に作成すること。  
※耐震診断実施済みの建物については、診断時に実施した塩分含有量調査の結果をもってかえることができる。

⑤ 柱及び梁の鉄筋かぶり厚さの調査

③と同一箇所及び同数とする。但し、コンクリートコア抜取りを行った梁・壁の測定値は使用しない。

※5.0cm以上のかぶり厚さが判明した場合、反対側の測定も行い、最小値を採用する。

⑥ 躯体の状態の調査

建物全体の躯体のひび割れ、コールドジョイント及びジャンカの分布状況を調査する。

ひび割れの大きさは、クラックスケールにより測定を行う。

a クラックスケールは透明製品を使用すること。

b ひび割れの大きさの測定は、仕上材及びコンクリート表面の付着物を除去して構造躯体面で行う。

c ひび割れの大きさの測定箇所数は、各構造部材（柱、梁、床版、壁）とも5箇所以上を原則とする。

⑦ 不同沈下量の調査

原則として省略するが、あきらかに不同沈下が原因と思われるひびわれが観察された場合には調査を行う。その場合は、各階の梁間方向及び桁行方向について調査を行う。

⑧ コンクリート圧縮強度

10-(1)-①-bのコンクリート圧縮強度が低い場合（コンクリート圧縮強度が13.5N/m

m<sup>2</sup>未満の場合)は、新たに同一階 6 本のコンクリートコアを採取し、調査を行う。

⑨ コンクリートのはつり及びモルタル等の除去は、予めコンクリートカッターで切ってから行うこと(当該部分の形を丁寧に整えて見栄えよく行うこと)

⑩ 火災による疲弊度の調査

耐力度測定時まで火災による被害を受けたことがある場合、その被害の程度が最も大きい階について被災率を求める。

### (3) 立地条件の調査

① 本校所在地地域に関する下記の建設省告示の調査

a 地震地域係数

b 地盤種別

本校敷地の既存の土質調査資料または既設建物の構造計算書に示された地盤種別及び地耐力を調査する。

② 敷地条件

当該建物が「崖地」、「支持地盤が著しく傾斜した敷地」、「局所的な高台」に該当するか調査を行う。

③ 海岸からの距離の調査

海岸から当該調査建物までの直線距離を官公庁が発行した縮尺表示のある地図(9-(3)-①)に表示する。

### (4) 耐力度調査票の作成

① 10. の(1)～(3)の調査資料に基づき、3.の調査建物ごとに耐力度調査票を作成する。

② 規格は A4 とする。

a 正本 1 部、副本 2 部(※報告書に添付すること)

(※正・副本の調査票に、予備調査者の押印をする。)

### (5) 図面の作成

◇ 調査測定図

コンクリートの中酸化  
鉄筋腐食度  
鉄筋かぶり厚さ  
コンクリートコア (10-(2)-⑧の場合も含む)

(※各調査箇所の測定状況断面詳細図を調査写真貼付け台紙に図示する)

◇ ~~各階不同沈下量調査図(※ひび割れ位置の記載)~~

◇ 躯体の状態のひび割れ分布状況調査図(※構造伏図及び軸組図に図示する)

図面の規格は A4 とし、縮尺及び文字、数字が判読しにくい場合は、A3 で作成し、A4

サイズに折り曲げて添付する。

#### (6) 写真の作成

##### ① 下記の写真を作成する。

##### a 建物各面の外観写真

建物各面を撮影し、平面図、立面図、及び軸組図等の構成内容が確認できる、建物の全景写真及び各部構造軸組の詳細写真を作成する。

##### b 各室の内観写真

各室を撮影し、床、壁、天井の仕上げが図面等と整合できる写真を作成する。(※撮影枚数は2枚以上とする)

##### c 調査内容写真、詳細写真及び15. の復原写真

- ・コンクリートコア圧縮試験強度調査
- ・壁構造種別調査
- ・健全度調査

##### ② 写真の整理

a 写真はA4の白紙の台紙に糊で貼り付ける。(※良質のコピー用紙可)

b 台紙一枚の写真貼り付け枚数は3枚以内とし、片面貼りとする。

c 台紙はページ毎に貼り付け写真の撮影見取り図及び写真説明を記す。

#### (7) 調査建物の面積算定

① 3. に記した建物の面積を算定する。

② 面積の算定は文部科学省が定めた建物面積の算定方法による。

#### (8) 調査所見の作成

調査建物の構造耐力及び健全度について所見を作成する。(調査票(裏)に記入)

### 11. 調査成果資料の内容確認

受注者は、9. の(5)の調査報告書の作成に先立ち、10. の調査・作成資料を持参して、その内容について受注者(担当技術者)立会いで調査員の確認を受けること。

### 12. 調査業務の処理

受注者は、本業務の処理にあたっては下記のこと努めること。

(1) 本業務の実施にあたっては担当の技術者(以下、担当技術者という)を置くこと。

(2) 調査に先立ち、業務実施計画表を委託者に提出し、了承を得ること。

(3) 現場調査は、事前に調査の日程、内容及び方法等について学校側に説明を行い、了解を得てから実施すること。

(4) コンクリート圧縮強度の調査及び健全度の調査は、調査計画書(図)を作成し、事前に調査員と協議のうえ行うこと。

(5) 調査実施の際は安全対策に万全を期すること。

(6) 受注者は、本調査業務に疑義または不都合が生じた場合は、速やかに調査員と協議のうえ実施すること。

(7) 調査箇所等の印付けは、消去しやすい筆記用具(チョーク等)を使用すること。

(※マジックペン、ペイント及び墨等は使用しないこと)

### 13. 業務の履行について

業務の履行については下記に努めること。

- (1) 現場調査箇所の選定
- (2) 現場作業員への調査指導
- (3) 現場調査の立会い及び確認
- (4) 委託者との協議・調整等
- (5) その他、本業務の進捗に必要な事項
- (6) (1)～(3)及び(5)については実施記録写真を提出すること

※実施記録写真：現場立会い写真、現場確認状況写真（人物が確認できる写真）

### 14. 調査報告書の作成及び提出

耐力度調査票（10. の（4））に、10.（1）～（3）及び（5）～（8）の調査成果資料を添付して調査報告書を作成し、提出する。

- (1) 調査報告書の提出部数：3部（内訳：正本1部及び副本2部）  
（※副本の写真は、焼き増して作成する。カラーコピー不可）
- (2) 調査報告書は製本とし、規格はA4とする。
- (3) 製本は、市販の書類綴り用品（KINGJIM ニュードッチファイル同等品）綴りとする。（※製本方法については、事前に委託者係員と打合せをすること。）
- (4) 各種データの提出（CDにて保存）
  - a エクセルで入力した耐力度調査票関連一式
  - b 設計図等CADデータ（JW-CAD）
  - c デジタルカメラ撮影の写真データ

### 15. 現場調査箇所の復原

(1) 下記の調査箇所は復原をする。

① コンクリートコア抜き孔

※孔の内面は、埋め戻したコンクリートが脱落しないように、はつり等により脱落防止策を施すこと。

② 健全度調査箇所（はつり箇所等）

※はつり箇所は、アンカー等を打ち、鉄線で連結したのちコンクリートで埋め戻す等の剥落防止策を施すこと。（※コンクリートの充てんに、支障をきたすため、編み目の細かい金網等の使用を禁ずる。）

③ 壁構造種別確認箇所（はつり箇所等）

④ 仕上材を除去した箇所（ひび割れ調査箇所等）

(2) 復原の仕様は、学校建物の建築工事の仕様書を適用する。

(3) 復原部分は、形を丁寧に整えて見栄えよく行うこと。

※チョーク等で付した印は消去すること。

(4) 復原記録（日誌、復原の工法及び工法写真、復原前後写真等）を提出すること。

16. 整理清掃

- (1) 調査後は、その都度速やかに整理清掃を行うこと。
- (2) 調査で発生したコンクリート屑等は、校外搬出処理とし、関係法規を遵守して適正に処理すること。

17. 調査用機材及び電源

調査に必要な足場、機械器具及び電源（発電機）等の仮設機材に掛かる諸経費は受注者負担とする。

18. 調査報告書の引渡し

受注者は、本委託業務の完了検査に合格したときは、検査に合格した調査報告書を速やかに委託者に引き渡すこと。また、委託者から調査資料の提供、訂正等の協力の申し出があった場合は、これに応ずること。

19. 提出書類

- (1) 業務実施計画表
- (2) 調査報告書
- (3) 調査資料
- (4) 調査日誌
- (5) その他調査員の指示によるもの